

# 空き家管理業務委託契約書

委託者：\_\_\_\_\_（以下、「甲」という。）と受託者：特定非営利活動法人つるおか  
ランド・バンク（以下、「乙」という。）は、甲所有の後記物件（以下、「本物件」という。）に  
つき、下記条項による管理業務委託契約（以下、「本契約」という。）を締結した。本契約を証  
するため契約書二通を作成し、甲及び乙は各自署名捺印の上、各一通を保有する。

## 第1条（目的）

甲は本物件の管理に関する第3条記載の業務内容を乙に委託し、乙はこれを受託した。乙  
は誠実かつ善良なる管理者の注意をもって本契約を履行し、甲はこれに協力するものとする。

## 第2条（契約期間）

本契約の有効期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（ 年  
間）とする。ただし、契約期間満了に際し甲乙双方より何らの申し出がない場合、本契約と  
同一の条件において更に 年の期間更新されたものとする。

## 第3条（業務委託の内容）

乙は本物件について下記の業務を行うものとする。

1. 空き家管理業務（月1回の巡回点検）
  - (1) 本物件の外部点検・確認
  - (2) ポスト内の郵便物等の確認
  - (3) 開口部の施錠確認
  - (4) 敷地内の雑草・樹木の状況確認
  - (5) 上記及びその他空き家管理に必要な作業の見積り

## 第4条（第三者への再委託）

乙は、前条の業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合、乙は再委託した  
業務の履行について、甲に対し責任を負うものとする。

## 第5条（管理状況報告書の提出）

乙は甲に対し、月毎に管理状況報告書を提出することによって報告するものとする。

## 第6条（業務報酬）

甲が乙に支払う業務報酬は、後記「業務委託報酬規定」に従うものとする。ただし、甲乙  
協議の上業務報酬を改定することができるものとする。

## 第7条（免責）

地震、火災、水害等の災害、盗難、偶発事故、その他不可抗力、及び乙の責めに帰すこと  
のできない事由による甲の損害については、乙はその責任を負わないものとする。

## 第8条（契約の消滅）

次の各号の一に該当する場合、甲又は乙は相手方に何らの催告を要せずして本契約を解除  
することができる。

1. 天災地変、火災等、その他不可抗力のため、本物件の全部又は一部が滅失又は毀損し、  
通常のに供することができなくなったとき。
2. 当事者の一方が本契約に違反し、その相手方が10日以上猶予期間をもって是正すべ  
きことの催告を行い、是正されないままこの猶予期間が経過したとき。

**第9条（規定外事項）**

甲乙は、本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に異議があるときは、当事者双方誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

**第10条（特約条項）**

物件の管理に際して甲は乙に鍵を預託する。物件内に甲所有の物品がある場合、甲は家財保険に加入することを原則とするが、加入しない場合、乙は敷地内の盗難紛失に関して責任を負わないものとする。

以上

平成 年 月 日

(甲)

印

(乙)

山形県鶴岡市ほなみ町1-2  
特定非営利活動法人つるおかランド・バンク  
理事長 阿部 俊夫 印

<業務委託報酬規定>

金額： 月額 金 3,500 円 （振込手数料は、ご負担お願いいたします）

支払方法： 銀行振込

振込先口座

口座名： 特定非営利活動法人つるおかランド・バンク

① ゆうちょ銀行 記号：18510 番号：13155221

（他金融機関からの場合 支店名 八五八（ハゴウチ） 普）1315522 ）

② 荘内銀行 鶴岡市役所出張所 普）1011269

支払期日： 毎月末日までの受領とする。

(1) 本物件

①	名 称	
	所在地（住居表示）	
	構 造	